

豊中市立庄内さくら学園における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市立庄内さくら学園

校長 江原 達也

本校における携帯電話の取扱いについては、豊中市の方針に則り、原則として携帯電話の校内への持ち込みは禁止とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

1. 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意確認書を得ること。
2. 同意確認書の内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
3. 保管方法は、学校が指示する方法とする。
4. 事前に同意確認した内容を生徒が守らない場合や、保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる場合がある。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
- ・タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は本方針における「携帯電話」には含まない。

「携帯電話の持ち込みに関するルール」

- (1) 携帯電話を持ち込む目的は、登下校中の防災・防犯・健康管理等に限定し緊急の場合のみ使用する。
- (2) 校内では、携帯電話の電源を切っておく。
- (3) 校内での携帯電話の管理は、児童生徒自身のかばん等に入れるなど自己管理とする。
- (4) 携帯電話の持ち込みは自己責任とし、破損・紛失・盗難・個人情報漏洩等に関して、学校は責任を負わず、保護者の責任とする。
- (5) 児童生徒がルールを繰り返し違反する場合は、一時的又は長期的に持ち込みを制限する。
- (6) 携帯電話の持ち込みを希望する場合は、同意書を毎年度学校に提出する。

本方針は令和5年（2023年）4月1日より運用する。

豊中市立庄内さくら学園

保護者 様

豊中市立庄内さくら学園における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の緊急連絡用手段として、子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。また、同意確認書については、持ち込みの必要性について子どもと話し合った上で内容を更新し、年度毎に提出します。

<同意事項> 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 ✓	児童生徒 ✓
1	登下校中は、携帯電話を鞆等の中に入れ、緊急の場合以外では携帯電話を使用しません。		
2	校内では携帯電話の電源をきります。		
3	携帯電話の所持について同意確認した内容等が守れない場合、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		

同意確認事項		保護者 ✓
1	携帯電話の破損・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。	
2	緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。	
3	上記の内容について、保護者の責任の下、すべて子どもと確認しました。	

年 月 日

年 組 番

児童生徒名 _____

保護者名 _____